

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 22 年 6 月 29 日

佐賀県知事 古 川 康

1 処分をした年月日

平成 22 年 6 月 29 日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号又は名称

株式会社吉岡建設

(2) 主たる営業所の所在地

佐賀県神埼市神埼町横武 405 番地 7

(3) 代表者の氏名

吉岡 政弘

(4) 許可番号

佐賀県知事許可（般-17）第 1492 号

3 処分の内容

建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 期間

平成 22 年 7 月 6 日から平成 22 年 8 月 19 日までの 45 日間

4 処分の原因となった事実

株式会社吉岡建設は、平成 19 年度から平成 21 年度までの各年度における経営事項審査に虚偽の内容を記載した技術職員名簿を提出し、その結果を含めて算出された総合評定値を平成 21・22 年度佐賀県入札参加資格審査に提出し、用いられた。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する。

また、佐賀県神埼土木事務所発注の中池江川広域基幹河川改修工事(工期：平成 19 年 2 月から同年 6 月まで)において、直接的かつ恒常的な雇用関係にない者を主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第 26 条第 1 項の規定に違反することから、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する。